

平成35年  
国民体育大会・  
全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会

第3回常任委員会



平成28年12月22日（木）  
グランデはがくれ シンフォニーホール

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第3回常任委員会 式次第

日 時：平成28年12月22日（木）14:00～

場 所：グランデはがくれ シンフォニーホール

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

① 平成28年岩手国体・大会の概要について

② 役員の変更について

(2) 審議事項

① 第1号議案 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県  
準備委員会 「専門委員会規程」の改正（案）について

② 第2号議案 競技会場地の第1次内定（案）について

(3) その他

現在の準備状況について

4 閉 会

**平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会  
第3回常任委員会 資料目次**

**【報告事項】**

- ① 平成28年岩手国体・大会の概要について . . . . . 4
- ② 役員の変更について . . . . . 5

**【審議事項】**

(第1号議案)

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会  
「専門委員会規程」の改正(案)について . . . . . 6

(第2号議案)

- 競技会場の第1次内定(案)について . . . . . 10

**【その他】**

- 現在の準備状況について

**《参考資料》**

- ・ 佐賀県準備委員会会則 . . . . . 12
- ・ 佐賀県準備委員会役員名簿 . . . . . 15
- ・ 佐賀県準備委員会組織図 . . . . . 16

## 《報告事項①》

### 平成28年岩手国体・大会の概要について

○ 第71回国民体育大会、第16回全国障害者スポーツ大会の概要について、次のとおり報告いたします。

#### 【国民体育大会】

##### (1) 総合開閉会式

・参加者数合計 43,000人（総合開会式 27,000人／総合閉会式 16,000人）

##### (2) 実施競技

	正式競技	特別競技	公開競技	デモスポ	合計
会期	H28. 10. 1～11 (11日間) 水泳:9. 4～11	H28. 10. 2～5 (4日間)	H28. 9. 3～25 (内8日間)	H28. 6. 5 ～10. 9	H28. 6. 5 ～10. 11
実施競技数	37	1	4	29	71
主な競技	ホッケー、セーリング、バレーボール、山岳等	高校野球 (硬式・軟式)	綱引、ゲートボール、パワーリフティング等	インディアカ、ウォークラリー、雪合戦等	
延べ施設数	72施設 (12市9町2村)	3施設 (2市1町)	4施設 (2市1町)	29施設 (9市10町2村)	108施設 (15市17町6村)
参加者数	556,000人	36,000人	2,000人	19,000人	613,000人

※参加者数：延べ人数、実行委員会発表の速報値 ※デモスポ：デモンストラーションスポーツ

##### (3) 佐賀県成績

・男女総合成績（天皇杯）43位      ・女子総合成績（皇后杯）33位

#### 【全国障害者スポーツ大会】

##### (1) 開閉会式

・参加者数合計 36,600人（開会式 18,600人／閉会式 18,000人）

##### (2) 実施競技

	正式競技	オープン競技	合計
会期	H28. 10. 22～24 (3日間)	H28. 10. 22～23 (2日間)	H28. 10. 22～24
実施競技数	13	4	17
主な競技	陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球等	ビリヤード、卓球バレー、ペタンク等	
延べ施設数	13施設 (5市1町)	4施設 (1市2町)	17施設 (5市3町)
参加者数	47,600人	2,600人	50,200人

※参加者数：延べ人数、実行委員会発表の速報値

##### (3) 佐賀県成績

・金11個、銀7個、銅7個

#### 【文化プログラム】

(1) 会期 平成28年1月1日～12月31日

(2) 主なプログラム 「希望郷いわて復興写真」、「スポーツ展覧会いわて」、「いわてアートプロジェクト2016」等      179事業

## 《報告事項②》

### 役員の変更について

- 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会委員の変更について、次のとおり報告いたします。

#### 【常任委員】

(敬称略・順不同)

新任者氏名	前任者氏名	所属団体・役職名
末次 康裕	福田 喜一	(一社)佐賀県障がい者スポーツ協会会長
逢阪 貴士	今林 寛幸	佐賀県警察本部本部長
松尾 義幸	小椎尾 嘉明	〈前〉(一社)佐賀県身体障害者団体連合会副会長 〈新〉(一社)佐賀県身体障害者団体連合会会長
今村 芳幸	小原 健史	佐賀県生活衛生同業組合連合会会長

## 《審議事項》

第3回常任委員会 第1号議案

### 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 佐賀県準備委員会「専門委員会規程」の改正（案）について

- ① 県民に平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会の目的と参加できる機会を周知し、県民全体の元気と創意を結集した大会とするために、広報・県民運動専門委員会を設置し、常任委員会から広報・県民運動専門委員会へ以下の事項を付託、委任することについて議決を求める。

付託事項	委任事項
1 広報の方針・計画の立案に関する事 項。	1 広報活動に関する事 項。
2 県民運動の方針・計画の立案に関する 事 項。	2 県民運動の推進に関する事 項。
3 その他広報及び県民運動に係る重要な 事 項に関する事 項。	3 愛称・スローガン、マスコット等に関する事 項。 4 報道機関との調整に関する事 項。 5 記録映像、記録写真等に関する事 項。 6 その他広報及び県民運動に関する事 項。

- \* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。
- \* 委任事項：委任された事項を決議すること。

新旧対照表

現行	改正後
附則 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。	附則 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。 2 この規程は、平成28年12月22日から <u>施行する。</u>
備考 改正（追加）部分は、下線の部分である。	

改正後		
別表2		
種類	付託事項	委任事項
広報・県民運動専門委員会	1 <u>広報の方針・計画の立案に関すること。</u>	1 <u>広報活動に関すること。</u>
	2 <u>県民運動の方針・計画の立案に関すること。</u>	2 <u>県民運動の推進に関すること。</u>
	3 <u>その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。</u>	3 <u>愛称・スローガン、マスコット等に関すること。</u>
		4 <u>報道機関との調整に関すること。</u>
		5 <u>記録映像、記録写真等に関すること。</u>
		6 <u>その他広報及び県民運動に関すること。</u>
備考 改正（追加）部分は、下線の部分である。		

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

## 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会の会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成27年12月24日から施行する。
- 2 この規程は、平成28年12月22日から施行する。



別表（2条関係）

種類		付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会		1 総合的な方針・計画の立案に関すること。	1 総合的な方針・計画の推進に関すること。
		2 会場地及び競技施設の選定立案に関すること。	2 文化プログラムの推進に関すること。
		3 県及び市町の所掌業務等の立案に関すること。	3 他の専門委員会に属さない事項の推進に関すること。
		4 開閉式の会場地及び施設の選定立案に関すること。	4 リハーサル大会の推進に関すること。
		5 他の専門委員会に属さない事項の立案に関すること。	
施設・競技 専門委員会	施設 関係	1 競技施設等の整備計画の立案に関すること。	1 競技施設等の整備推進に関すること。
		2 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。	2 情報通信施設の整備推進に関すること。
		3 その他施設の整備計画の立案に関すること。	3 その他施設に係る事項の推進に関すること。
	競技 関係	1 実施予定競技の選定立案に関すること。	1 競技運営に係る計画の推進に関すること。
		2 競技の企画運営の計画立案に関すること。	2 競技役員等の養成・編成の推進に関すること。
		3 競技役員等の養成・編成の計画策定に関すること。	3 競技用具の整備に係る事項の推進に関すること。
		4 競技用具の整備計画立案に関すること。	4 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、オープン競技の推進に関すること。
		5 デモンストレーションとしてのスポーツ行事、オープン競技の計画策定に関すること。	5 競技記録集計処理の推進に関すること。
		6 その他競技に係る事項の計画策定に関すること。	6 その他競技に係る事項の推進に関すること。
広報・県民運動 専門委員会		1 広報の方針・計画の立案に関すること。	1 広報活動に関すること。
		2 県民運動の方針・計画の立案に関すること。	2 県民運動の推進に関すること。
		3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。	3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。
			4 報道機関との調整に関すること。
			5 記録映像、記録写真等に関すること。
			6 その他広報及び県民運動に関すること。

\* 付託事項：付託された事項を調査、審議すること。

\* 委任事項：委任された事項を決議すること。

《審議事項》

第3回常任委員会 第2号議案

競技会場の第1次内定（案）について

【国民体育大会】

No.	市町名	競技名・種目名	種別	開催予定施設	
1	佐賀市	ボウリング		全種別	ポウルアーガス
		高校野球	硬式	全種別	みどりの森県営球場
2	唐津市	バスケットボール		未定	唐津市文化体育館
					唐津市相知天徳の丘運動公園社会体育館
					唐津市鎮西スポーツセンター
		セーリング		全種別	佐賀県ヨットハーバー
		軟式野球		成年男子	唐津市野球場
		バドミントン		全種別	唐津市文化体育館
トライアスロン		全種別	唐津市内		
3	鳥栖市	サッカー		少年男子	ベストアメニティスタジアム
				少年男子	北部グラウンド
4	武雄市	自転車	トラック・レース	全種別	武雄競輪場
5	鹿島市	軟式野球		成年男子	鹿島市民球場
6	小城市	ハンドボール		未定	小城市立芦刈文化体育館
7	嬉野市	軟式野球		成年男子	嬉野総合運動公園みゆき公園野球場
8	神埼市	ハンドボール		未定	神埼中央公園体育館
		ハンドボール		未定	トヨタ紡織九州クレインアリーナ
9	基山町	卓球		全種別	基山町総合体育館
10	有田町	ウエイトリフティング		全種別	歴史と文化の森公園炎の博記念堂
		軟式野球		成年男子	赤坂球場
11	白石町	ソフトボール		未定	白石町総合運動場
12	太良町	ソフトボール		未定	太良町営野球場
					B&G海洋センター運動広場

(12市町13競技)

【全国障害者スポーツ大会】

No.	市町名	競技名・種目名	開催予定施設
1	佐賀市	ボウリング	ポウルアーガス
2	基山町	卓球	基山町総合体育館

(2市町2競技)

## 《 参 考 资 料 》

# 平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会佐賀県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、平成35年国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を佐賀県において開催するため必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定
- (2) 大会における実施競技及び会場の選定
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画の策定
- (4) 大会開催準備に必要な業務及び経費の決定
- (5) 大会開催準備に関係のある機関・団体との連絡調整
- (6) その他準備委員会の目的の達成のために必要な事項に関すること

## 第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 県、市町の代表者及びその他役職員
- (2) 県及び市町の議会の議員
- (3) 大会開催準備に関係のある機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他大会開催の準備に関係のある者

2 会長及び委員は、無報酬とする。

(役員)

第5条 準備委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 40名以内
- (4) 監事 3名以内

(役員を選任)

第6条 会長は、佐賀県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会において委員のうちから選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

4 副会長、常任委員及び監事は、無報酬とする。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が定めた順序でその職務を行う。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第4項に掲げる事項について審議する。

4 監事は、準備委員会の業務及び会計の状況を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(任期)

第8条 委員及び監事の任期は、委嘱された日から準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員及び監事が就任時の所属機関・団体の役職を離れたときは、その委員及び監事は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前項の規定により委員及び監事の変更があったときは、その内容を次の総会において報告しなければならない。

- 4 前3項の規定は、副会長及び常任委員の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「副会長及び常任委員」と、第1項中「委嘱された日」とあるのは「選任された日」と読み替えるものとする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の求めに応じ助言を行う。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 6 前条第1項及び第2項の規定は、顧問及び参与の任期について準用する。この場合において、これらの規定中「委員及び監事」とあるのは「顧問及び参与」と読み替えるものとする。

### 第3章 会議等

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
  - (2) 常任委員会
  - (3) 専門委員会
- (総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、会長又は会長が指名する者が議長を務める。
  - 3 総会は、次に掲げる事項について議決する。
    - (1) 大会の基本構想に関する事項
    - (2) 会則の制定及び改廃に関する事項
    - (3) 事業計画及び事業報告に関する事項
    - (4) 収支予算及び収支決算に関する事項
    - (5) 常任委員会に委任する事項に関する事項
    - (6) 準備委員会の解散に関する事項
    - (7) その他準備委員会の運営に関する重要な事項
  - 4 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。
  - 5 総会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 6 総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- (常任委員会)

第12条 常任委員会は、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長が指名する副会長が務め、その他の副会長が副委員長を務める。
  - 3 常任委員会は、委員長が招集し、委員長又は委員長が指名する者が議長を務める。
  - 4 常任委員会は、次に掲げる事項について議決する。
    - (1) 総会から委任された事項
    - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会に付託または委任する事項
    - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項
    - (4) その他委員長が必要と認める事項
  - 5 常任委員会は、前項の規定により議決した内容を次の総会に報告しなければならない。
  - 6 前条第4項から第6項までの規定は、常任委員会において準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「常任委員会」と、「委員」とあるのは「常任委員」と読み替えるものとする。
- (専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項を調査、審議し、または委任された事項を決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 第8条第1項の規定は、専門委員の任期について準用する。この場合において、同項中「委

員及び監事」とあるのは「専門委員」と、「準備委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

4 前3条に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

#### 第4章 専決

(会長の専決)

第14条 会長は、特に緊急を要するため総会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、または総会の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告し、承認を得なければならない。

#### 第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を佐賀県文化・スポーツ交流局スポーツ課国民体育大会・全国障害者スポーツ大会準備室内に置く。

2 その他事務局について必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の運営及び事業に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

第17条 準備委員会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第18条 準備委員会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 準備委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 第7章 雑則

(解散)

第20条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散する。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(その他)

第21条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に必要な事項については、会長が定める。

#### 附則

1 この会則は、平成26年10月9日から施行する。

2 この会則は、平成27年10月15日から施行する。

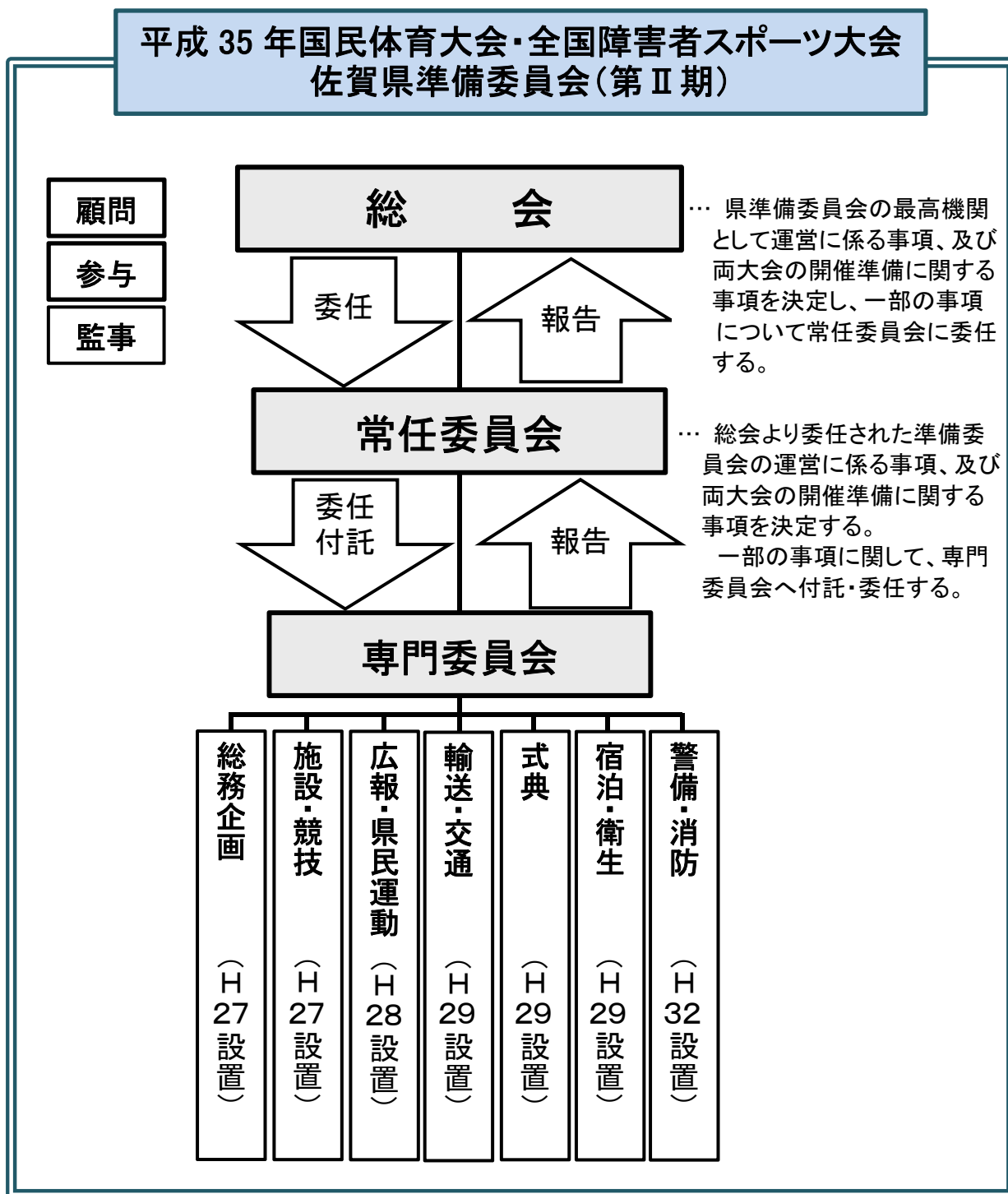
3 この会則は、平成28年5月31日から施行する。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会役員名簿（常任委員会）

（敬称略・順不同）

役職名	所属団体・役職名	氏名
委員長	佐賀県副知事	副島 良彦
副委員長	佐賀県議会議長	中倉 政義
	佐賀県教育委員会教育長	古谷 宏
	佐賀県市長会会長	秀島 敏行
	佐賀県町村会会長	末安 伸之
	（公財）佐賀県体育協会副会長	愛野 時興
	（公財）佐賀県体育協会副会長	竹原 稔
	（一社）佐賀県障がい者スポーツ協会会長	末次 康裕
	佐賀県商工会議所連合会会長	井田 出海
	常任委員	佐賀県議会副議長
佐賀県議会総務常任委員会委員長		坂口 祐樹
佐賀県文化・スポーツ交流局局长		白井 誠
佐賀県健康福祉部部长		藤原 俊之
佐賀県警察本部本部長		逢阪 貴士
佐賀県市議会議長会会長		福井 章司
佐賀県町村議会議長会会長		松尾 文則
佐賀県高等学校長協会会長		古賀 信孝
佐賀県私立中学高等学校校長会会長		梶原 彰夫
佐賀県小中学校校長会会長		秀島 正文
佐賀県特別支援学校校長会会長		西 かおり
（公財）佐賀県体育協会理事長		東島 敏隆
佐賀県高等学校体育連盟会長		大坪 郁弘
佐賀県中学校体育連盟会長		渡瀬 浩介
佐賀県スポーツ推進委員協議会会長		中村 直人
佐賀県商工会連合会会長		飯盛 康登
（公社）日本青年会議所佐賀ブロック協議会会長		齊藤 正晃
佐賀県農業協同組合中央会会長		中野 吉實
佐賀県有明海漁業協同組合代表理事組合長		徳永 重昭
佐賀玄海漁業協同組合代表理事組合長		川寄 和正
（一社）佐賀県医師会会長		池田 秀夫
（公社）佐賀県看護協会会長		三根 哲子
（福）佐賀県社会福祉協議会会長		井田 出海
（一社）佐賀県身体障害者団体連合会会長		松尾 義幸
佐賀県精神保健福祉連合会会長		山口 義人
（一財）佐賀県手をつなぐ育成会会長		村岡 洋
（一社）佐賀県観光連盟副会長		山口 雅久
（一社）日本旅行業協会九州支部佐賀県地区委員会委員長		大八木 勢一
佐賀県生活衛生同業組合連合会会長		今村 芳幸
（一社）佐賀県バス・タクシー協会会長		金子 晴信
佐賀県女性団体連絡協議会会長		山崎 和子
佐賀県地域婦人連絡協議会会長		三苦 紀美子
佐賀県連合青年団団長		堤 大史
（公財）佐賀県消防協会会長		陣内 成和

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会  
佐賀県準備委員会組織図



※ 準備委員会は、開催が決定する平成32年（大会開催3年前）に実行委員会へ移行。